

## 第1回 理化学研究所運営・改革モニタリング委員会 議事概要

日 時： 平成26年10月30日（木）16時00分～17時45分

場 所： 理化学研究所東京連絡事務所

出席者： 【委員】野間口有委員長、家泰弘委員、池田雅夫委員、室伏きみ子委員、  
山本富夫委員

【理研】野依良治理事長、坪井裕理事、川合眞紀理事、古屋輝夫理事、  
大江田憲治理事、有信睦弘理事、  
山崎泰規研究不正再発防止改革推進本部員、  
生越満研究不正再発防止改革推進室長 他

議事概要：

### （1）理事長挨拶

野依理事長から、「理研のための理研改革」ではなく、より建設的な「社会のための理研改革」を目指して、「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」を定め、実行に移してきたこと、及び本委員会は当該アクションプランによる研究不正防止にかかる取組みが適切かつ実効を持って行われているかをモニタリングいただくもので、取組み全体を俯瞰的に見ていただきたい旨、挨拶があった。

また、この挨拶の中で、本委員会の委員長として、野間口委員を指名した。

### （2）委員長挨拶

野間口委員長から、理研が策定したアクションプランによる取組みが適切にかつ実効性ある研究不正防止策になっているかをモニタリングするもので、非常に難しい責務だが、理研における高い規範の再生に向けて実効性ある評価と提言が出せるよう努める旨、挨拶があった。

### （3）委員会の運営について

野間口委員長より、委員長に事故があるときにその職務を代行する委員として、池田委員が指名された。

委員会の運営について事務局から原案の説明があり、委員より以下のような意見が出された。

- ▶ 委員会は非公開が良いと思うが、マスコミの注目も高い。議事概要の公表はどのようなタイミングか。
- ▶ 議事概要の了承について、重要な意見は委員に確認するが、文言の修正は最終的には委員長に任せていただいてスピードアップしたい。

委員会の運営については、1. 会議は非公開とすること、2. 議事概要は、委員の確認

を取った後、理化学研究所のウェブサイトにおいて公開することとされた。

(4) 研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプランについて理化学研究所からの説明の後、委員より以下のような意見が出された。

- ▶ 広報の手続きをアクションプランどおりにやったら、今回の事例は防げるか、実際のところは大変難しい問題である。
- ▶ 研究発表の手続きを研究倫理責任者がチェックする点について、理研は非常に発表論文数が多いので、チェックを実行する研究倫理責任者の業務負担が重くなり過ぎないか。
- ▶ 他機関との、特に国際的な共同研究の場合はどうするのか、検討が必要。
- ▶ データ保存は分野によりルールが異なる。研究試料はどうするのか。劣化、莫大なコスト、論文にならないもののデータをどうするか。研究者は移動するが、所として保存するのかなどの検討が必要。
- ▶ 研究者の心身の健康にも目配りすることが不正を防ぐ上で重要。そのことをアクションプランに記述して、理研の取組みとして世の中に知ってもらうことも大切。
- ▶ アクションプランは改革委員会の提言書に対応しているのか。
- ▶ 研究倫理教育責任者の責務が非常に大きいと感じる。「厳しい」点検はどのように行うのか。研究倫理教育責任者に対する教育訓練が必要ではないか。
- ▶ 職場管理者によるメンタルケアをどこかに入れてはどうか。
- ▶ 規程に書かれている「適宜」、「必要と認めた場合」「状況」などの表現は、解釈の余地が残るため、具体的な適用基準の作成とケースを例示するなど、研究倫理教育責任者の点検業務を支援する必要がある。
- ▶ 研究コンプライアンス本部、監事・監査室、研究不正再発防止改革推進室など、チェックする立場の部署が複数ある。役割分担を明確にして、組織間のミッションの周知、連携が必要。
- ▶ 室や課など新たな組織体を作るときは、理事長が認めるという規則にしなければいけない。各研究センターでの自由裁量に任せると、研究センター内に広報室ができるなど、非常に便利だが、そのような組織が一人歩きを始めると大変なことになることもあるため、規則としてきちんとすべき。
- ▶ 研究所において従うべきルールについては、客員研究員に対してもガイダンスする必要があり、それを内部監査でチェックするような仕組みにすべき。
- ▶ 研究所や大学ではあまり言われないが、企業ではブランドイメージを毀損してはならないと強く教育している。理研も大きなブランドであり、そのイメージの棄損について教育を徹底すべき。

(5) 委員会の検討の進め方等について

事務局から、理事長からの諮問事項は、アクションプランに基づく理化学研究所の取組みに関し、達成状況を評価すること、見直すべき事項を提言することであることを説明した。また、評価の視点案、平成27年3月に評価の視点に基づき実施した評価及び提言のとりまとめを予定する等の今後の日程案等を説明した。説明の後、委員より以下のような意見が出された。

- ▶ 評価の視点に関して、規程の制定時期等の確認は委員会でやるまでもなく、理研が自身で行うことで十分。
- ▶ 本委員会のミッションは、アクションプランに沿って取り組まれていることのチェックに留まらなないと理解した。
- ▶ このアクションプランは現場感覚から離れていると思う部分もあるので、研究現場に合っていないければその点を指摘したい。
- ▶ 議事概要の確認の際に、合わせて各委員の意見を提示してほしい。

以上